

東金市告示第 5 6 号

狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 7 項の規定により、狂犬病予防員から次のとおり所有者の知れていない犬を抑留した旨の通知があった。

令和 8 年 7 月 2 9 日

東金市長 山 下 美 紀

1 通知の内容

捕獲年月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
令和 8 年 7 月 2 4 日	東金市 下武射田	チワワ	茶白	雌	小	青白のみ とり首輪

2 抑留場所 富里市御料 7 0 9 番地 1 千葉県動物愛護センター

3 抑留期限 令和 8 年 7 月 3 0 日

4 問合せ先 千葉県山武健康福祉センター（山武保健所）健康生活支援課
電話 0 4 7 5 （ 5 4 ） 0 6 1 1

5 その他 犬を引き取るには、3 , 8 9 0 円の返還手数料及び抑留 1 日につき 6 0 0 円の飼養管理費を納入しなければならない。